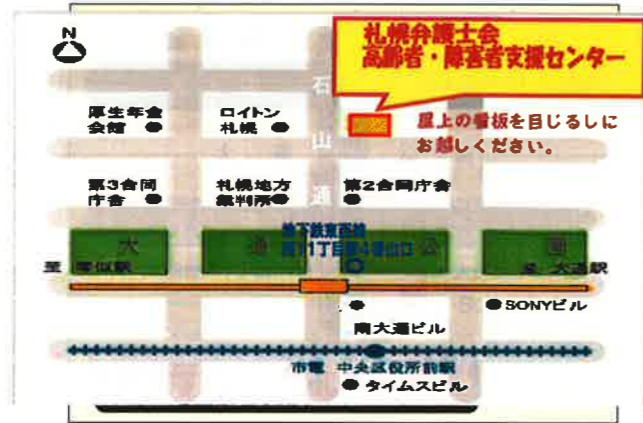


ご相談は、お電話で
お気軽にお申し込みください。

- 来館相談
- 出張相談
- 財産管理支援
- 任意後見
- 法定後見制度の利用
- 遺言・相続
- 介護・福祉支援
- 精神保健支援
- その他の高齢者・障害者支援業務
- 研修・講師派遣

支援センターご利用の費用は……。

- 法律相談(予約制)
[来館相談] 45分無料 毎週月・水・金曜日13時30分～15時 ※2016.4～
[出張相談] 60分1万800円(消費税・交通費込。但し実施地域は札幌市内のみ)
生活保護世帯については相談料が免除されます。
- その他事案のタイプごとに詳細な定めがあります。
相談時にご遠慮なくおたずねください。
- 法律扶助制度
弁護士費用、裁判費用の立替制度があります。



札幌弁護士会 高齢者・障害者支援センター「ホッと」
札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館1階
(専用ダイヤル) 011-242-4165

高齢者・障害者のみなさん。
あなたの財産や生活のことで心配なことはありませんか。
将来のことで財産管理や生活についてプランを立てたいとか、
現在生じている問題を解決したいということはありますか。
もし、このようなら……
弁護士に相談したい場合には、ご連絡ください。
このセンターは、高齢者・障害者を法的に支援していく
札幌弁護士会の機関です。

「ホッと」
高齢者・障害者支援センター



札幌弁護士会

心配なことはありませんか？

「ホッと」がおちからになります。

このセンターは、札幌弁護士会に所属する弁護士のうち、高齢者・障害者問題についての研修を受けた弁護士による高齢者・障害者の方々の支援するための組織です。センターでは、高齢者・障害者の方々が直面する問題について、法律相談を通して問題内容を把握したうえ、事案に応じた法制度を選択し問題の解決を図ります。



- 札幌弁護士会所属の弁護士が担当します。
- 法律相談センターへの「来館相談」、障害などで来館できない方には「出張相談」があり、いずれも電話による受付を行っています。
- 相談結果に応じて、その後も弁護士が依頼を受けて支援活動を行います。

法律相談業務

高齢者、障害者の方々が財産や生活等でお困りの場合は、センターで法律相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご相談は、センター内で行いますが、ご自分でその場所まで出掛けることが困難な方については、申し出いただければ弁護士が相談者の所まで行ってご相談を受ける「出張相談」の制度もあります。

ご相談の内容に応じて、弁護士がその後の支援活動を行います。まずはセンターまで電話にてお問い合わせ下さい。



財産管理支援及び任意後見業務

高齢などにより、自分で財産を管理できなくなったとき、誰がどのように財産を管理してくれるのか、不安を持たれたことはありませんか。

センターでは、高齢あるいは障害のため自ら財産を管理することが困難な方々の依頼に応じて、本人に代わって弁護士が責任を持って財産管理を行う制度を設けております（財産管理支援業務）。

また、法制度として新しく設けられた任意後見制度も利用できます。

法定後見制度の利用

すでに判断能力が不十分な状態となり、ご自分の力では適切に財産の管理や生活を営むことが出来ない場合、これらの人々の権利を守るため、成年後見制度が設けられました。

センターでは、この制度利用に関する相談、適切な制度の選択及び裁判所に対する申立手続の代理等を行います。

介護・福祉支援業務

各種の社会福祉サービスを受ける場合、契約により、自らの選択に基づいてなされる時代になってきました。

このような社会福祉サービスを利用している、あるいはこれから利用しようとする高齢者・障害者の方々のご相談に応じ、各サービス機関との交渉、紛争の解決、不服がある場合の申立手続等を弁護士がお手伝いいたします。

精神保健支援業務

精神病院に入院している患者さん本人またはその親族の方からの相談申込に対し、原則として、弁護士が病院まで赴いて相談に応じます。

入院の必要がなくなっているのに退院させてくれない、病院内での扱いが不当であるなどの申し出に応じて、弁護士が委任を受けて、病院等との交渉や精神医療審査会への退院・処遇改善請求等の活動を行います。

